

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書  
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

下仁田町長 殿

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

申告の理由		種 別		(標識の色)	(白・黄・桃・白ひ・緑・緑特・水)
新 規	変 更	原動機付自転車	小型特殊自動車	標 識 番 号	下仁田町
<input type="checkbox"/> 購入	<input type="checkbox"/> 所有者	<input type="checkbox"/> 第一種(50cc又は0.6kW以下)	<input type="checkbox"/> 農耕作業用	納税義務発生 年 月 日	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 譲受け	<input type="checkbox"/> 使用者	<input type="checkbox"/> 第二種乙(90cc又は0.8kW以下)	<input type="checkbox"/> その他 ( )		
<input type="checkbox"/> 転入	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 第二種甲(125cc又は1.0kW以下)		旧標識番号	
<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 標識番号 ( )	<input type="checkbox"/> ミニカー			

納税(申告・報告・報告)義務者	所有者	住所又は所在地	〒 -		所有形態	1.自己所有 2.所有権留保 3.商品車 4.リース車 5.その他 ( )				
		(フリガナ) 氏名又は名称				主たる定置場	1.左記所有者の住所又は所在地と同じ ( ) 2. ( )			
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	電話番号			車 名	型式及び年式	原動機の型式番号		
	住所又は所在地	〒 -			型 年式					
使用者	(フリガナ) 氏名又は名称				車 台 番 号	型式認定番号	総排気量又は定格出力			
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	電話番号				cc kW			
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	電話番号			上記原動機付自転車・小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。 令和 年 月 日				
届 出 者	住所又は所在地	〒 -		販 譲 売 渡  証 明 書	住所又は所在地					
	(フリガナ) 氏名又は名称				氏名又は名称					
	電話番号				電 話 番 号					

※記載にあたり、裏面を参考にしてください。 → 登録時に必要なもの/記載要領/車両の説明【ミニカー、小型特殊自動車(農耕作業用・その他)】

※車両チェック☑ (新規登録の場合)

- ミニカー ;  3輪以上、 総排気量が20ccを超え50cc以下(又は0.25kwを超え0.6kw以下)、 車室有り又は輪距が0.5メートルを超える
- 小型特殊自動車・農耕作業用 ;  乗用装置有り、 最高速度が時速35km未満
- 小型特殊自動車・その他 ;  長さ4.7m以下・幅1.7m以下・高さ2.8m以下、 最高速度が時速15km以下

※単位換算：1cc=0.001L、1L=1,000cc

㊞

## 「新規」登録に必要なもの

- 届出者の身分証明書(運転免許証など)
- 譲渡証明書又は販売店の販売証明書
- 車名・車体番号・排気量などのわかるもの
- △ 廃車証明書(廃車されている車両を登録する場合)
- △ 「ミニカー」登録の場合は、該当車両の写真(車両全体の写真及び左右の輪距が50cmを超えるものであることの確認ができる写真)

## 「変更」登録に必要なもの

### ■名義変更(ナンバープレートの変更なし)

- 届出者の身分証明書(運転免許証など)
- △ 標識交付証明書(ナンバープレートを交付した時にお渡ししたもの。)
- △ 譲渡証明書

### ■その他(ナンバープレートの破損など)

※ナンバープレートの返納がない場合は、「軽自動車等使用不能申告書」の提出が必要です。

- 届出者の身分証明書(運転免許証など)
- △ 標識交付証明書(ナンバープレートを交付した時にお渡ししたもの。)
- △ ナンバープレート
- △ 改造申請書(排気量などの変更をした場合、改造作業者の印があるもの)

## 記載要領

- 1: この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2: 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□(チェック欄)に✓を記入すること。
- 3: 「納税(申告・報告)義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 4: 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 5: 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。また、「5.その他」に該当する場合は、( )内にその詳細を記入すること。
- 6: 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。  
また、変更の申告の場合については、( )内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
- 7: 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。

## 車両の説明

- **【ミニカー】**(原動機付自転車)とは、次の①～③の要件を全て満たすものです。①3輪以上のもの、②総排気量が20ccを超え50cc以下のもの又は0.25kwを超え0.6kw以下のもの、③車室を備えている又は輪距が0.5メートルを超えるもの  
※車室とは、運転者を外界からの刺激から保護し、その運転者が安全な運転を継続的に行うことができるように装置等により囲まれた空間。  
※輪距は、左右のタイヤの接地面の中心から中心の距離。
- 小型特殊自動車**【農耕作業用】**とは、**乗用装置を有し、最高速度が時速35km未満のもの。**(大きさ・排気量に制限なし)  
○トラクター、刈取脱穀作業車(コンバイン)、薬剤散布車、田植機、農耕用動力運搬車等(国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車)
- 小型特殊自動車**【その他】**とは、**長さ4.7m以下・幅1.7m以下・高さ2.8m以下・最高速度が時速15km以下のもの。**(排気量に制限はありませんが、以上の要件を1つでも超えると大型特殊自動車となり、取得された翌年の1月中に、固定資産税(償却資産)の申告が必要です。)  
○ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、林内作業車、原野作業車、ホイールキャリア、草刈作業車等(国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車)